九州運輸局鹿児島運輸支局長 - ^般鹿児島県自動車整備振興会長

令和3年度 整備主任者(法令研修)・自動車検査員(定期研修) 実施方法変更のご案内

鹿児島県の新型コロナウイルス感染症の新規感染者数に関しては、現在、落ち着きを取り戻しつつあるようですが、現時点においても新たな変異株が確認されている等、予断を 許さない状況です。

現在の状況を踏まえ、今年度開催を予定しておりました標記研修会について、集合による研修時の感染を防止するため、各事業場での自主学習とすることといたしました。

開催直前の変更となり大変申し訳ございませんが、ご理解いただきますようお願いいたします。

なお、各事業場での自主学習の実施方法については下記を参照願います。

1.研修対象者

- (1) 整備主任者
 - ・整備主任者に選任されている者
 - ・整備主任者として1年以上の経験があり、直近にて自動車検査員教習受講予定者
- (2)自動車検査員
 - ・自動車検査員として選任されている、または、有資格者で受講を希望する者
- 2. 研修場所
 - ・原則として選任されている事業場
- 3. 研修内容
 - ・4. の研修教材を使用し、整備主任者2時間以上、自動車検査員3時間以上の 自主学習を実施すること
- 4. 研修教材
 - ・「令和3年度版最近改正された法令・通達集(整備事業編)|
 - ·「整備主任者(検査員)研修資料 法令研修 令和3年度版(九州共通教材)|

※上記教材の入手方法は、案内1を参照すること

- 5. 研修日時及び報告期限
 - ・案内2を参照すること
- 6. 実施報告
 - ・報告書様式(別紙1・2のとおり)